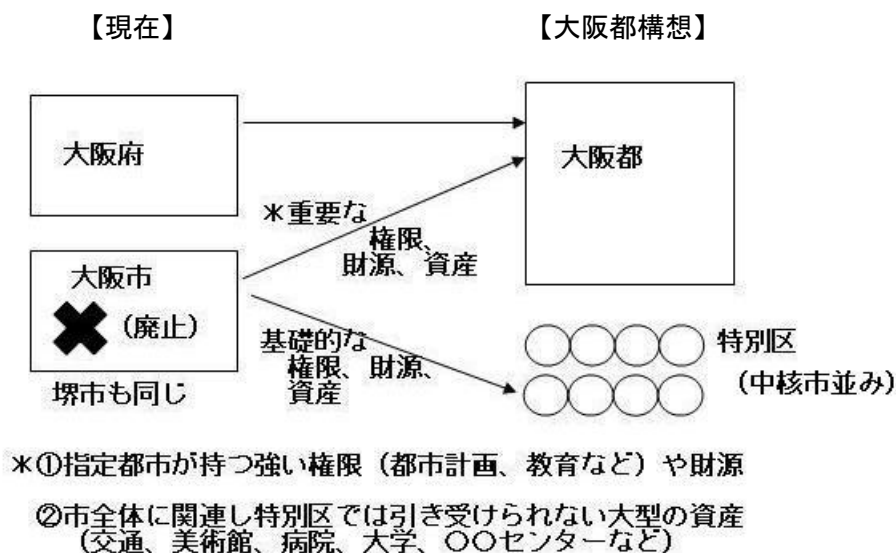


大阪都構想とは —— 橋下知事の構想を図示する

立命館大学法学部 村上弘



【注】大阪都構想の中身の全体像を、できるだけ客観的・中立的に示そうとした図です。賛成派も反対派も、有権者の人々も、構想の中身については、共通の認識を持てるようになるべきだと考えて作りました。

参考にしたのは、『大阪維新の会マニフェスト』（2011年春）や、東京都の現行の制度などです。

詳しくは、村上「大阪都の基礎研究」、「大阪都構想—メリット、デメリット、論点を考える」などを、このHP等で読んでください。

少し解説を加えます。

- ・大阪都構想には、府が大阪市・堺市を吸収合併するという「集権化」の面と、大阪市・堺市の基礎的な仕事が特別区に移って住民に近くなるという「分権化」の面とが、ともにある。大阪市、堺市の住民は、たしかに区長と区議会を選べるようになるが、代わりに市長と市議会を選ぶ権利を失うことも忘れてはならない。
- ・特別区には中核市並みの権限が与えられるとされるが、中核市並みといっても、指定都市に比べるとかなり弱い。中核市にとくに認められている権限は福祉や保健衛生が中心で、都市計画決定や教育については限られている（中核市市長会HPを参照）。それに加えて、大阪市や堺市が全市を対象に持つ大型の施設・資産は、小さな特別区では引き受けられず、大阪都に吸い上げられる可能性が高い。
- ・先進国の大都市圏では、広域の州・県と、強い大都市自治体（多くは人口100～300万人の市）というように、2段階の自治体を置くのが普通で、パリ、ミラノ、フランクフルト、サンフランシスコ、ソウル、台北などすべてそうになっている。つまり、東京都や大阪都構想のように、広域自治体に重要権限等を一元化して内部の大都市自治体を廃止する制度は、国際的にはレアで異例のものだ。もちろん、橋下知事など推進派は、この例外的な制度こそが大阪を強くする先進的な改革であると訴えている。